

令和8年3月3日 国自旅第183号

この要領は、旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金の交付に関して、旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付要綱(令和8年3月3日付け国自旅第183号。以下「交付要綱」という。)の実施細目を以下のとおり定めるものである。

1. 用語

この要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 本補助金の交付対象

本補助金は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象事業者」という。）を交付対象とする。

- 一 日本に拠点を有していること。
- 二 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 三 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 四 当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。
- 五 本補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- 六 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続きや会計検査対応のために必要となる文書を必要な期間保存できること。
- 七 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付申請書（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付申請書（交付要綱第1号様式）の記載事項等は、次のとおりとする。

- (1) 「1. 補助対象経費」の欄には、添付書類「(4) 区分内訳」記載の「補助対象経費」の合計額を記載すること。
- (2) 「2. 補助金交付申請額」の欄には、添付書類「(4) 区分内訳」記載の「補助金額」の合計額を記載すること。

4. 旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金事業実績報告書（交付要綱第11条関係）

- (1) 交付要綱第11条の旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金事業実績報告書（交付要綱第8号様式）の「1. 補助対象経費」には、添付書類「(1) 区分内訳」記載の「補助対象経費」の合計額を記載すること。
- (2) 「2. 補助金充当予定額」の欄には、添付書類「(1) 区分内訳」記載の「補助金額」の合計額を記載すること。